

動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令案について

1. 背景

鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）第 21 条及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 14 条（第 31 条において準用する場合を含む。）に基づく、鉄道、軌道及び無軌条電車における動力車操縦者の運転免許に関する制度については、動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和 31 年運輸省令第 43 号）において定められており、運転免許証等の記載事項や動力車操縦者試験を受けようとする者の資格要件等について規定されているところ。

今般、有識者及び鉄軌道事業者の代表者による検討会における検討結果を踏まえ、若年者の雇用拡大につなげる観点から、動力車操縦者試験の受験資格要件のうち、年齢要件を引き下げることにする。

また、運転免許証等に記載する性別については、記載することの必要性が希薄であるとともに、性的少数者へ配慮することの社会的な要請の観点から、記載を削除することとするほか、運転免許証等に記載する地方運輸局長の氏名について、申請者の負担軽減等の観点から記載を不要とする。

加えて、動力車操縦者試験のうち身体検査については、視機能等の各項目について合格する必要があるところ、有識者及び鉄軌道事業者の代表者による検討会における検討の結果、視機能の基準における「正常であること」の判断にあたっての基本的な考え方は、「動力車の操縦に支障が無いと判断した場合は、基準に適合しているものとして扱っている」とされたことから、視機能のうち両眼視機能、視野及び色覚の各基準が適切な表現となるよう、所要の改正を行うことにする。

2. 概要

（1）動力車操縦者試験の受験資格（第 7 条関係）

動力車操縦者試験を受けることができない要件について、「20 歳未満」を「18 歳未満」に改正する。

（2）運転免許証、運転免許申請書等及び動力車操縦者運転免許原簿の記載事項（第 3 条、第 5 条、第 12 条及び第 15 条並びに第 1 号様式、第 1 号の 2 様式、第 2 号様式及び第 3 号様式関係）

運転免許証等の記載事項のうち「性別」を削除する。これに伴い、第 1 号様式の「男女」欄及び第 1 号の 2 様式の「性別」欄を削除するほか、第 1 号様式、第 1 号の 2 様式、第 2 号様式及び第 3 号様式において、地方運輸局長の氏名を記載することを不要とする改正を行う。

（3）身体検査の基準（別表 2 関係）

視機能のうち「正常であること」と規定されている「両眼視機能」「視野」「色覚」の各基準について、「動力車の操縦に支障を及ぼすと認められる異常がないこと」と改正する。

（4）経過措置（附則関係）

運転免許制度の円滑な移行のため、必要な経過措置を設ける。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 6 年 7 月 1 日

施 行：令和 6 年 7 月 1 日